

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、先代池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	壬生 康雄	丸亀市津森町91番地	平成19年3月31日
〃	村山 利正	〃 今津町375番地1	〃
〃	大西 俊明	〃 〃 581番地2	〃
〃	高木 勉	〃 新田町128番地	〃
〃	三谷 保行	〃 今津町588番地7	〃
〃	大井 博臣	〃 〃 391番地	〃
〃	竹内 效	〃 津森町568番地	〃
〃	中 憲一	〃 田村町1443番地	〃
監事	田中 義啓	〃 津森町555番地2	〃
〃	池田 欣司	〃 今津町686番地1	〃
〃	三谷 尚志	〃 〃 585番地2	〃
〃	松岡 哲夫	〃 新田町134番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	大井 博臣	丸亀市今津町391番地	平成19年4月1日
〃	藤田 正明	〃 〃 380番地	〃
〃	大西 正一	〃 〃 695番地	〃
〃	西山 敏彦	〃 〃 438番地	〃
〃	竹内 效	〃 津森町568番地	〃
〃	田中 義啓	〃 〃 555番地2	〃
〃	松岡 修	〃 新田町196番地	〃
〃	元木 義之	〃 〃 221番地	〃
監事	廣瀬 正	〃 今津町340番地	〃
〃	西山 照雄	〃 〃 693番地	〃
〃	吉田 章	〃 津森町48番地	〃
〃	高木 千年	〃 新田町130番地	〃